

令和6年4月1日

## 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法の変更について

令和6年4月1日以降に公告又は指名通知される建設工事及び役務業務について、最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定率を変更しました。変更内容は以下のとおりです。

変更1 建設工事に係る最低制限価格（岡崎市建設工事最低制限価格運用要領第4条第3項）及び低入札調査基準価格（岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第4条第3項）の算定方法を変更しました。

### 変更前

第4条 税抜最低制限価格は、対象工事の税抜予定価格算出の基礎となる項目に応じて、次の式で算定される額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$(\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.9) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$

2 前項の規定にかかわらず、税抜最低制限価格は、前項の規定により算定された額が、税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 前2項の規定により税抜最低制限価格が算定できない場合は税抜予定価格の **10分の7.5から10分の9.2の範囲内で総務部長が定める割合** を税抜予定価格に乗じて得た金額を、税抜最低制限価格とすることができる。

## 変更後

第4条 税抜最低制限価格は、対象工事の税抜予定価格算出の基礎となる項目に応じて、次の式で算定される額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$(\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.9) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$

2 前項の規定にかかわらず、税抜最低制限価格は、前項の規定により算定された額が、税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 前2項の規定（※）により税抜最低制限価格が算定できない場合は税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た金額を、税抜最低制限価格とすることができる。

変更2 役務業務に係る最低制限価格の算定方法を変更（岡崎市役務業務最低制限価格運用要領第4条第3項の規定を削除）しました。

## 変更前

### 第4条第3項

前2項の規定により税抜最低制限価格が算定できない場合は税抜予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で総務部長が定める割合を税抜予定価格に乗じて得た金額を、税抜最低制限価格とすることができる。

## 変更後

第4条第3項の条項はなくなりました。